年　月　日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

研究開発部門研究戦略部長　殿

○○○株式会社

#### ○○○公印

委託契約に基づく「知的財産の帰属の例外」届出書

標記の件に関して機構と　　年度委託契約書「 」を締結するに当たり、同契約書第○○条に基づき、「知的財産の帰属の例外」の適用を届け出ます。

なお、下記の各号の全てを遵守いたします。

敬具

記

* 1. 本契約の実施により知的財産権の対象となりうる発明等が得られた場合には、遅滞なく、その旨を甲に報告すること。但し、本契約の実施により得られたプログラム等の著作権については、その完成時に報告すること。

(2) 当該知的財産権の利用状況について、甲の定めるところにより報告すること。

(3)　 当該知的財産権のうち甲が特に指定するものについて第三者に譲渡しようとする場合には、あらかじめ甲の許諾を得るものとすること。

(4) 　甲に対し、甲の研究開発目的で当該知的財産権を利用する権利を無償で甲に許諾すること。なお、本号に定める条件は、当該知的財産権の利用を第三者に許諾することは含まれないものとする。

( 5) 　当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用しないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に応じて、当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。

以上